

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象とした猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月4日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

1 講習会受講対象者

初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

2 講習会開催日時、場所及び受付期間

| 開催日時 | 開催場所 | 受付期間 |
|-------------------------------|--------------------|--------------------------------|
| 令和4年3月13日（日） 午前10時から午後5時まで | 静岡県庁別館7階 第二会議室A | 令和4年2月4日（金）から 令和4年3月3日（木）まで |

3 講習内容

次の事項について講習を行う。

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

なお、この講習終了後に修了考査を実施し、合格者に講習修了証明書を交付する。

4 受講手数料

手数料6,900円（公告日現在）を静岡県収入証紙により受講申込書提出の際、納付すること。

5 申込方法

受講者は、最寄りの警察署に備え付けてある受講申込書1通に所要事項を記入し、写真（申請前6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）

1枚を貼り付け、住所地を管轄する警察署に受付期間内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に申し込むこと。

6 受講時に持参する物

- (1) 筆記用具（鉛筆・消しゴム）
- (2) 申込み時に受領した猟銃等取扱説本

7 その他

- (1) 猟銃又は空気銃の所持許可申請には、当該講習の講習修了証明書を必要とする。
- (2) 講習会場には駐車場がないため、公共の交通機関を利用すること。
- (3) 開催日の午前9時40分から受付を行うので、受講者は、静岡県庁別館1階ロビーに集合すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染防止のため、マスクを着用すること。
- (5) 新型コロナウイルスまん延状況によっては、講習会を中止する場合がある。